



Title	発話内力の観点から見た可能表現
Author(s)	李, 娜
Citation	国語国文研究, 152, 82(19)-70(31)
Issue Date	2019-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89728
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_152_82(19)-70(31).pdf



[Instructions for use](#)

発話内力の観点から見た可能表現

李 娜

1. はじめに

日本語では、可能形式は一般的に状態を表す属性叙述に用いられる。また、次のように可能の意味用法を担いながら、それぞれ可能以外の意味にも解釈できる。

- (1) (開店する前に、お客さんが店の入り口にいる店員さんに)
すみません、もう入れますか。
- (2) (同じ店で働いているスタッフ)
今、レジに行けますか。
- (3) (仕事上がりの夫婦の会話)
疲れているなら、今日の夕飯は私、作れますけど。

例(1)では、話し手は聞き手に状況が可能かどうかを確認しながら、店に入る許可を求めている。(2)は、「行くのが可能であれば、行ってほしい」という依頼を表している。(3)においては、話し手は自分が可能である状況を聞き手に示した上での申出という解釈に説明できる。以上の発話場面では、聞き手は話し手の発話に対してある行為、あるいはある行為に関する指示を出さなければならない。すなわち、話し手の発話は聞き手に働きかける力があると思われる。本稿は、本来属性叙述である可能形式が発話の中で生じる働きかける力に着目する。加藤(2015b)が提案している「発話的な力」と「発話内的な力」の枠組みを援用し、可能形式が「許可」「依頼」「申出」という解釈の獲得プロセスを解明することを試みる。

2. 発話的な力と発話内的な力

オースティン(1962)は、ことばを発することのある種の言語行為としている。言語行為を発話行為(locutionary act)、発話内行為(illocutionary act)、発話媒介行為(perlocutionary act)の三種類に分けている。オースティンは、行為遂行的動詞の分類により、発話内行為の区分を示した。オースティンに対して、サール(1979)は行為遂行的動詞の分類が発話内行為の分類になるという考え方を捨て、発話内行為を発話の目的によって、「断定・断言型(assertives)」「行為拘束型(commisives)」「行為

指示型 (directives)」「感情表現・表明型 (expressives)」「宣言型 (declaratives)」の5つのタイプに分けている。しかし、加藤 (2015b) が指摘したように、このような分類には「実際の発話内行為の分析や分類にはそのまま使いにくい面がある。これらの発話内行為は排他的な関係とは限らない、幾つか機能が重複することがあり得る」などの問題点がある。

そこで、加藤 (2015b) は従来の発話行為論を踏まえながら、発話の中で聞き手に作用する力を以下の2つに分けて記述する枠組み¹を提案している。この内、(4b) は発話内力 (illocutionary force) に相当しており、(4a) は構文形式に固有の機能と考えるべきであると述べている。

- (4) a. 言語形式に由来する作用……発話的な力
- b. 発話の命題内容に由来する作用……発話内的な力

つまり、発話的な力は言語的な作用であり、発話内的な力は非言語的な行為を及ぼすものである。ここでいう発話的な力・発話内的な力は従来の発話機能とどんな違いがあるのだろうか。山岡 (2008) は、発話機能を「話者がある発話を行う際に、その発話が聴者に対して果たす対人的機能を概念化したもの」としている。いわゆる、山岡 (2008) で扱う発話機能は「発話の中で聞き手に作用する力」に相当する。さらに、「行為とは話者の立場からの用語であり、機能とは聴者の立場からの用語である。それゆえに、発話行為は独話を考慮に入れるが、発話機能は会話のみを扱う」という説明²を加えた。しかしながら、独話は聞き手が存在しないやや特殊な会話として理解できるし、独話をしている話者自身にある影響が生じるとも思われる。したがって、本稿は、言葉を発すること自体を発話行為とし、このような力あるいは機能は発話行為から生じるものと考えられる。

つづいて、発話的な力と発話内的な力の下位範疇を確認する。例えば、「帰ってください」における「ください」は、言語的に行為の指示を伝える発話的な力を有している。非言語的には(発話内的な力)で「帰る」という行為を求めている。従来の言語行為論では、「帰ってください」のような発話が表す命令は発話機能とされている。つま

¹ 例えば、「窓を開けろ」のような命令文では、言語的には指示・命令を伝達する力が発話的な力で、窓を開ける行為を求めることが発話内的な力になる (加藤 (2015b: 33))。

² 山岡 (2008) では、発話行為と発話機能との違いを説明する際に、以下の例を挙げた。

「発話行為の立場から、「今雨が降っている」と言う《陳述》は基礎的レベルにおいては「ものごとがいかになるか」ということの表象に過ぎない。一方、発話機能の立場から言えば、「今雨が降っている」と言う《陳述》は基礎的レベルにおいても表象ではなく、聴者に対する報告でもある。」

り、発話的な力と発話内的な力を分けずに論じる場合が多い。したがって、発話的な力と発話内的な力の下位範疇を確認するには、まず従来の発話機能にはどんなものがあるのかを確認する。山岡（2008）はサール（1979）を踏まえて、サールの分類における「行為指示型（directives）」「行為拘束型（commisives）」を「策動（Deontics）」³ 1つのグループに分類している。しかし、サールの枠組みと同じように、類型の間に重複する機能があるという問題点がある。さらに、発話機能の中には、命令、依頼、助言、約束などが列挙されているが、定義が困難であり、相互の違いも不明瞭である。したがって、本稿では、サール（1979）、山岡（2008）の枠組みをそのまま援用せず、発話の中の聞き手に働きかける力を「行為」と「情報」の2つの側面から考察を行う。

3. 可能表現の形式及び意味用法

日本語の可能形式は(5)で示しているように大きく4つに分けられている。その中、(5B)の「ラレル」は、「ら抜き言葉」として用いられることが多い。例えば、「食べられる」は「食べれる」の形となる。本稿では(5B)を(5A)と合わせて可能動詞形として見なす。(5D)の形式は、加藤（2015a）が指摘しているように話ことばではほとんど用いられず、書き言葉では用いられるものの頻度は高くない。

- (5) A. 可能動詞：書ける・見れる
- B. 動詞未然形+助動詞（レル）・ラレル：書かれる・見られる
- C. デキル：
 - ・名詞+デキル：水泳できる
 - ・名詞+ガ+デキル：水泳ができる
 - ・動詞連体形+コトガデキル：水泳することができる
- D. 動詞連用形+ウル・エル：勉強しうる・しえる

可能形式が表す意味用法は、一般的に能力可能と状況上可能に分けることが多い。能力可能は、動作主自体の能力により事態が実現する（しない）ことを表す（例（6））。いわゆる、ある事態を実現する能力を有していることを表すものである。状況可能とは、動作主以外に外部の状況により事態が実現する（しない）ことを表すものである（例（7）～例（8））。

- (6) 太郎は100メートルを10秒で走れる。
- (7) 今日は調子いいから、いつもより長い距離を走れる。

³ 山岡（2008）は、「行為指示型（directives）」と「行為拘束型（commisives）」は同じ適合の方向（世界を言葉へ）を持っており、両者の関係は、二人の参与者間における一種の鏡像関係ということができると述べ、両者を1つの範疇に分類している。

(8) 晴れた日には綺麗な写真が撮れる。

(6) は動作主の太郎について、「10秒で100メートルを走る」ことを実現する能力を有することを表している。このような能力は、瞬間的に有するものではなく、恒常的に有すると思われる。そのため、(6) は動作主のある恒常的な属性を叙述していると考えられる。(7) は、動作主の元々「走る」能力を有しており、一時的に「調子がいい」という条件を付加して、事態が実現できる状況可能の例である。つまり、動作主の属性が一時的に出現することを表している。(8) について、通常は天気の良い日などに綺麗な写真が撮れるという特徴がある。「晴れる」という状況は事態を成立させる条件と見なすことができる。いわゆる、状況可能として解釈できる。(6) のような能力可能は恒常的属性を表すことに対して、(7) や (8) で見られる状況可能⁴は偶発的な属性（非恒常的属性）を表している。

冒頭で挙げた「許可」「依頼」「申出」の用例は、いずれも能力可能もしくは状況可能に関わっている。これらの用法は異なる種類の文に現れる。「許可」は平叙文と疑問文において、それぞれ「許可与え」と「許可求め」に分かれている。「申出」は平叙文に見られる一方、「依頼」は疑問文に見られる。さらに、「許可求め」と「申出」の場合において行為の動作主は話し手であり、「許可与え」と「依頼」の行為を行う動作主は聞き手である。可能形式と「許可」「依頼」「申出」との関係は、以下の表1に示す。

表1. 可能形式と「許可」「依頼」「申出」との関係

動作主の種類 文の種類	話し手	聞き手
平叙文	申出	許可与え
疑問文	許可求め	依頼

次章からは異なる種類の文における、可能形式が表す「許可」「依頼」「申出」意味用法を分析する。その上で、日本語では「てもいい」が「許可」や「申出」の用法で用いられるため、「てもいい」の発話的な力と発話内的な力を簡単に確認する。

4. 可能表現による発話的な力と発話内的な力

可能形式により構成される可能構文に由来する作用には、さらに2つの部分があると考えられる。1つ目は、平叙文や疑問文の形式からの発話的な力であり、2つ目は

⁴ 「能力可能」と「状況可能」の相違は否定文においてより明確できるが、本稿は「許可」「依頼」「申出」の用法を考察対象にするため、肯定の例のみを取り上げ、「能力可能」や「状況可能」についての論考は別稿に譲る。

可能形式による発話的な力である。われわれが日常会話を行う際には、言葉による情報の提供や要求があることが一般的である。平叙文における陳述は、このような情報提供の発話的な力を持っていると考える。一方、疑問文について、加藤(2015b)で指摘されているように、疑問文は疑問文である以上、回答を求めることは聞き手に課される要求であり、理由なく回答しないわけにはいかない。本稿は、加藤(2015b)に従い、回答要求(いわゆる回答という行為を求める)を疑問形式に直接由来する発話的な力とする。前節で見たように、可能形式は一般的に恒常的あるいは偶発的な属性を表している。本稿はこのような可能状態に関する属性の情報提供を可能形式からの発話的な力だと考える。この発話的な力を属性叙述と呼ぶことにする。

4.1 平叙文における「許可与え」

渋谷(1993)は、可能形式が表す許可の意味用法を語用論的な意味として扱っており、「許可」に解釈するには次の制約条件とする。

- (9) 話し手あるいは話し手の背後にいる第三者が、聞き手に動作を実行させる(させない)力を持つ権力者として位置を付与されている。

(9)において、権力者は話し手であり、行為の動作主は聞き手である。すなわち、平叙文に現れる「許可与え」の用法である。しかしながら、「許可」という行為を言語形式で表す際には、形式に関わらず「権限」が、常に必要とされるものである。さらに、「許可」はある行為をどのように実施するかについての過程を描写するものではなく、その行為自体についての指示であると考えられる。本稿は、(9)のような制約条件を「許可」の意味用法に関する一般条件とする。可能形式が表す「許可」の場合は、他の要因があると考えられる。まずは、平叙文における可能形式を用いる「許可与え」の用法を確認していく。

- (10) (試験会場、監督が受験者に対して)
試験開始から40分経てば、退室できます。

(10)では、行為者である受験者が物理的にいつでも退室の動作を行うことができるが、通常試験のルールがあるため、「40分後以降」の付加条件がないと会場から離れることはできない。動作が実現できるかどうかは状況に依存しているため、状況可能に説明できる。発話的には、「試験に関する属性」という情報を伝達する平叙文の形式に基づく発話的な力がある。さらに、話し手はこの属性叙述によって、聞き手に対する「退室」という行為の指示を行うことが発話的な力となる。発話的な力として「許可」を認めることができる。

上述のように「許可」の行為は必ず権限というものに関わる。本稿では(10)のような誰に対しても存在するルールなどがあり、動作主を特定しない「許可」を公的な許可⁵と呼ぶ。先の(10)のような動作主を特定しない状況に関わる許可の場合もあ

れば、次の(11)のような私的な許可を表すものもある。私的な許可とは社会的ルールなどが関与せず、完全に個人の判断によるものである。(11)における可能形式には文法上は問題がないが、発話の中では許可として用いられない⁶。ここでは息子に対して母親は権力者として機能している。しかし、(11)ではゲームをするという動作を実現するためには、宿題を済ませることが必須条件となる。いわゆる、状況可能でありながら属性叙述になり、ゲームについて「許可与え」とは解釈できない。

- (11) (お母さんが宿題を終わらせていない息子に)
宿題を済ませたら、ゲームできるよ。

(10)では、受験者である聞き手が「40分」の条件を満たして、退室という動作を実現する際に、話し手は改めて許可を出す必要はないことが推論される。一方、(11)の発話場面において、話し手は聞き手に対してゲームをする動作を許可するのではなく、宿題をするという促しと推論できる。つまり、公的な場合から見られる「許可与え」という発話内的な力は推意により起きたものである。私的な場合は、述部にある動作を許可するより、条件節の動作を促すという解釈が優先されており、「許可与え」の発話内的な力が生じないのは一般的である。

4.2 疑問文における「許可求め」

つづいて、疑問文における「許可求め」という用法を確認する。「許可」を求める場合において、通常動作を行う能力がなければ動作を実施する許可を求めない。加藤(2015b)では、「通常の疑問文は、発話的な力として回答要求があり、発話内的な力として情報の提供がある」と述べている。本稿は加藤(2015b)を踏まえて、可能形式を用いる「許可求め」の用法を説明する。許可を求める疑問文は特殊疑問文ではなく、一般疑問文に相当するものが多いと思われる。

- (12) (開店する少し前に、お客さんが店員さんに)
すみません、もう入れますか。 (例 (1) 再掲)

(12)において、店の開店時間という規則などは文の中に明示されていないが、発話参加者の間には存在する。話し手はまず聞き手に肯定または否定の回答を求める。いわゆる、発話的な力となる。さらに、聞き手の回答によりこの行為について指示を要求している。これは発話内的な力として見ることができる。(12)は一見、事象叙述で

⁵ 高梨(2010)では、このような用法を「客観的許容」と呼ぶが、具体的客観的と主観的の相違点などを明確していないため、本稿ではこの用語に従わない。

⁶ 日本語では、許可を表すには「てもいい」という形式がよく用いられる。「宿題を済ませたら、ゲームをやってもいいですよ」。

はあるが、実際の開店時間のような公的なものがあるため、属性叙述の一種だと考えられる。一方、私的な許可を求める場合（例（13））は、平叙文の状況に類似し、文法上は非文ではないが、許可という発話内の力が生じない。「食べられる」は話し手自身の属性、もしくはある食べ物について描写することに用いる場合が多い⁷。疑問文の発話的な力から考えてみると、聞き手に話し手自身の属性について YES か NO かを求めることは不適切だと思われる。例えば、ある食べ物についての質問であれば、聞き手からも食べ物に関する回答をする。次のステップとして話し手に、「食べてもいいよ／食べてみて」などの行為指示を与えることが考えられる。

(13) (えー、何これ、美味しそう) 食べられる？

以上、可能形式が疑問文における「許可求め」の用法について検討してきた。公的な場合では、発話参加者はあるルールや規則を共有しているため、話し手は聞き手がそのルールや規則を単なる確認ではないことが推論できる。したがって、聞き手がある行為を行いたいから許可を求めているという推意が得られる。すなわち、可能状態にある属性が背景化されており、可能状態を確認することが省略できるため、許可として説明できる。一方、私的な場合は、このような可能状態を確認することが省略できないため許可と解釈できない。

4.3 疑問文における「依頼」

許可とは異なり、依頼は公的・私的な場合に関わらず使われる。可能形式の場合において、疑問文を用いると依頼に解釈できるが、平常文では考えにくい。以下の例のように、話し手は行為要求の方であり、聞き手は行為を実施する動作主となる。

(14) (今) レジに行けますか。

(15) そこにある本、取れますか。

(14) と (15) を具体的に見てみると、話し手の質問に対して聞き手はまず「YES / NO」の回答を行わなければならない。これは疑問文からの発話的な力があるからである。(14) は聞き手の能力を聞くのではなく、「今、行ける状態」かどうかについて尋ねている。(15) は聞き手に「手が届くか」の状態を聞いている。状況的に可能かどうかという属性の確認と解釈できる。「行く」と「取る」は一般的に誰でもできる動作である。発話場面の状況に依存しており、可能であれば、「行ってほしい、取ってほしい」という推意に解釈できる。この場合において、依頼の行為要求は発話的な力と

⁷ 例えば、肉を焼いている人に対して「もう食べられる？」という発話は、肉の性質についての疑問であり、一般的に食べられるかどうかについて判断する基準があり、例（12）と同じように許可を求めていると説明できる。

なる。これは、加藤（2015a）に述べられているように、「可能の状況なら、行為が実現する可能性が高い。事前条件の確認が行為要求の間接発話行為になることには、通言語的に見て一定の普遍性があることになる。」可能形式を依頼に解釈する場合、以下の過程が想定できる。

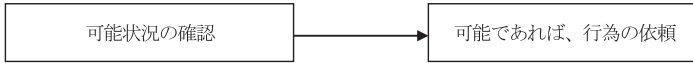


図1. 可能から依頼へ

しかしながら、全ての可能形式がこのような発話内的な力を持つのではない。例えば、(16)は、「この字は読める字かどうか」と「あなたはこの字を読むことができるかどうか」との二通りの解釈ができる。ここに「読む」という動作は「行く」「取る」のような動作の性質とは異なっており、動作主自身の能力にも関わる。この場合は、発話的な力である回答要求があるが、依頼の発話内的な力は生じにくい。依頼と解釈するには「テモラウ／テクレル」の形式を用いるのが適切だと思われる。したがって、可能形式が「依頼」という発話内的な力が生じる場合に制約条件があると考えられる。

(16) この字、読めますか。

(17) 悪いけど、私のかわりにあした会議に出られない？

(渋谷 2005 : 42)

(18) (悪いけど、私のかわりに) あした会議に出られない？

日本語では、恩恵構文はよく依頼などの行為要求に使われる。例えば、「そこにある本を取ってもらえますか」という文において、受益者は話し手であり、動作主は聞き手である。この文を補充すると、「私はあなたにそこにある本を(取ってもらいたいの)で取ってもらえますか」となる。また、恩恵構文を使用する際に「ものやことなどの移動を伴う発話者の視点」が重要だということが知られている。可能形式を依頼に解釈する場合にも、類似した振舞いが見られる。(17)では、話し手の視点から、「私の代わりに会議に出る」という事柄の移動が読み取れるため、依頼に解釈できる。例えば、(18)のように「私の代わりに」という情報の提供がなければ、依頼の発話内的な力が弱まる。

可能形式を用いる疑問文であれば、可能形式の発話的な力と疑問文の発話的な力が混在している。すなわち、話し手は聞き手にある属性について確認の回答を求められる。さらに聞き手の属性に関する能力可能と状況可能の2種類があることは、発話内的な力が生じるかどうかに影響を与える。動作主が能力を有していることが不明な場合は、能力可能の確認が優先されると考えられる。したがって、可能形式を用いて、能力可能が確定できれば、状況可能により話し手側の発話が依頼発話として成立する。その上、ものやことの移動が明示される、かつ話し手にとって利益が生じることも依

頼に解釈する制約条件と思われる。

4.4 平叙文における「申出」

本節では、「申出」という用法を確認する。ただし、「この棚の資料は自由に使えます」のような発話は、権限やルールなどが関与していると考えられるため、「申出」ではなく、4.2であげている「許可与え」に分類する。(19)はこの申出の例である。

- (19) a. 疲れているなら、今日の夕飯は私が作れるけど（どうする）。
b. 疲れているなら、今日の夕飯は私が作れる。

(19a)において、動作を実施する話し手は、聞き手に対する選択肢の提案をしている。「作れる」が表しているのは話し手の能力ではなく、状況的に「ご飯を作ることが可能である」という情報を聞き手に提供することである。これは(19a)の元々持っている発話的な力である。また、聞き手は話し手の発話に対して、話し手がご飯夕食を作るという選択肢があることを推意として引き出すことができる。つまり、動作の実行を決定するのは聞き手である。そのため、話し手は次の動作について聞き手に決定権を委譲していると思われる。この「決定権付与」は、非言語的な力となる。したがって、「申出」を可能形式の発話内的な力として見なすことができるであろう。しかしながら、(19b)が示しているように「けど」という要素がないと、単なる可能状態を叙述する文になり、発話内的な力が生じにくい。

つづいて、(20)を見ていきたい。(20)は申出ではなく助言となるが、「決定権付与」の点から、類似性が見られる。(20)は動作主の能力に関わらず、事態を実現させる交通手段の情報を提供している。(20a)と(20b)の両方において、話し手は目的地まで行く方法に迷う聞き手に対して、「バスで行くことが可能である」という情報を提供している。ただし、(20a)は、バスの情報を累加して（例えば、鉄道などの交通手段もある）提供している。一方、(20b)はバスの情報のみを提供している。(20a)は複数の選択肢を提供することで、聞き手に行く方法の決定権を付与している。

- (20) a. (小樽まで) 札幌駅からバスでも行ける（としますよ）。
b. (小樽まで) 札幌駅からバスで行ける（としますよ）。

以上、可能形式が「申出」に解釈できる用法を検討してきた。さらに、「申出」と異なり、可能形式が「も」と共に助言を表すこともできる。その結果、可能形式自体はこのような発話内的な力が生じにくく、「けど」「も」の要素によって、他の選択肢を提供することで聞き手に行為に関する決定権付与という発話内的な力が生じると考えられる。しかし、先述したような「許可」「依頼」より発話内的な力が弱いと思われる。つまり、決定権付与申においても、発話内的な力が強いものと弱いものの両方が存在する。

5. 「てもいい」による発話的な力と発話内的な力

以上で論じてきた「許可」「申出」は「てもいい」の形式に入れ替えることができる。本節では、可能形式が表す「許可」「申出」と「てもいい」との異同を簡単に確認する。「てもいい」は、記述文法において、日本語記述文法研究会(2003)、益岡(2007)、高梨(2010)などを中心に、モダリティの1つとして議論されてきた。また、「てもいい」は基本的意味を「当該事態が許容されることを表す」とされており、「許可」⁸を二次的の意味として扱われている。

(21) こんなに性能がよいのなら、少しくらい値段が高くてもいい。

(日本語記述文法研究会 2003 : 117)

(22) このクッキー、食べてもいい?

(日本語記述文法研究会 2003 : 118)

本稿では、以上であげた可能構文との接点を検討するため、「てもいい」について発話的な力と発話内的な力の観点から再考察したい。先行研究で指摘されている「てもいい」の基本的な意味を見てみると、「てもいい」を用いれば、「この事態が許容される状況である」ということがわかる(疑問文ではこの事態が許容される状況であるかどうかを確認することに解釈できる)。つまり、「許容される事態」という情報の提供は「てもいい」の発話的な力となる。本稿では、この発話的な力を許容叙述と呼ぶことにする。

5.1 平叙文の場合

「てもいい」は平叙文の場合において、動作主の種類により機能が異なってくる。動作主は「話し手」「聞き手」「第三者」「不特定」の四種類に分けることができる。(23)～(26)において、平叙文と「てもいい」それぞれが持っている発話的な力が組み合わさっており、「許容される事態」という情報提供は全体の発話的な力となる。

⁸ 先行研究では、「てもいい」は次の場合において、「許可」と解釈する：①日本語記述文法研究会(2003)：制御可能な事態について、その事態が聞き手の行為であれば、聞き手にその行為を許可する文として機能する。話し手の行為について疑問文で用いられると、話し手がその行為を起こすことに対する許可を聞き手に求める文として機能する。②高梨(2010)：行為者が聞き手で行為要求の機能を帯びると、「てもいい」は聞き手に「許可」を与える文になる。行為者が話し手である質問文の場合、話し手の行為を聞き手が許容できるかどうかを尋ねることから、「許可」を求める文になる。

- (23) 疲れているなら、今日の夕飯は私が作ってもいいよ。
(24) 宿題を済ませたら、ゲームしてもいいよ。
(25) 彼女、来てもいいよ。
(26) 試験開始から 40 分経てば、退室してもいい。

(23) において、動作主は話し手であるが、実際動作の決定権は聞き手にある。「申出」の用法と解釈できる。つまり、非言語的に聞き手に選択権を付与している。このような選択権付与は発話内的な力となる。(24) では動作を決定する権力者である話し手はすでに存在しており、聞き手に許可を与えている。言い換えれば、ある行為の指示を出している。同じ行為の指示であるが、(25) は第三者に対するものである。さらに、この第三者は発話の現場にいるとしないの両方ともあり得る。(26) は、動作主は不特定の場合である。動作主は背景化されるため、話し手は一般的なルールを伝えることで相手に行為の指示を与えている。

したがって、平叙文における「もいい」は行為的に「選択権の付与」と「行為指示」の2つの発話内的な力を持っていると考えられる。

5.2 疑問文の場合

平叙文には動作主は四種類があるが、疑問文の場合は「話し手」「第三者」と「不特定」の3種類のみとなる。(27) では、動作主は話し手であり、動作の決定権を持っている聞き手に許可を求める文である。上述のように、「もいい」が持っている発話的な力は「許容叙述」であるが、発話場面ではこの許容の状況が未定であるため、聞き手に確認している。聞き手はまず話し手の質問について回答を行う。行為が許容される場合（いわゆる、肯定な答えである場合）は、「どうぞ、食べてください」のような行為指示が出る。行為が許容されない場合は、「食べないでください」のような行為指示が出る。このような行為指示についての要求は非言語的であり、発話内的な力となる。(28) における第三者の動作についても適用できる。(29) は、聞き手が必ずしも動作主に限らず、一般人向けのルールを確認しているが、一種の行為指示を要求することと考えられる。

- (27) (えー、何これ、美味しそう) 食べてもいい？
(28) 彼女 (は) 来てもいいですか。
(29) ここでタバコを吸ってもいいですか。
(30) #あなた (は) 入ってもいいですか。

最後に、なぜ疑問文において「聞き手」は動作主にならないのかを確認する。例えば、疑問文を用いて、聞き手に聞き手本人の動作を実施することについて許可を求める文があるとしたら、(30) となる。しかしながら、相手に相手本人の状況について許容することを求めることは不可能である。その上、(30) の質問に対して、肯定の答えであれば、聞き手が動作を実施することとなる。結果から見ると、(30) の例は相手に行為

を依頼する文に言い換えることができる。通常、恩恵表現が使用され、「入ってもらえますか」もしくは「入ってもらってもいいですか」の形となる。したがって、「とてもいい」は恩恵表現を用いない限り、発話の中で相手の動作に対してその相手に許可を求めることは不適切である。

6. おわりに

可能形式は本来、可能状態に関する属性を叙述するものである。しかし、実際に行為指示に関わる「許可」「依頼」「申出」の用法でも用いられる。本稿は、このような可能形式と機能が対応していない点に着目し、加藤(2015b)が提案した「発話的な力と発話内的な力」の枠組みを援用することで、可能形式が表す「許可」「依頼」「申出」の用法について、「とてもいい」との比較を通して考察を行った。その結果、可能形式に由来する属性叙述である発話的な力は、平叙文の情報提供の発話的な力及び疑問文の回答要求の発話的な力との相互作用で「許可」「依頼」「申出」のような行為に関する発話内的な力を生じさせる。

また、発話内的な力は言語形式に由来する発話的な力に関わるのみならず、文脈により推論の手順も必要となる。日本語の可能形式は発話において、あるものやことの属性が明示されなくても、発話参加者に情報が足りる場合において発話内的な力が生じやすいと考えられる。さらに、「許可」「依頼」「申出」の用法は可能構文の推意として固定されており、慣習化が起きている。これは日本語の特有のものではなく、英語や中国語でも、可能構文は「許可」「依頼」「申出」の用法で用いられており、多くの言語の普遍性ではないかと推測できる。今後は、発話的な力や発話内的な力の下位範疇を明確にする上で、肯定式の例のみならず、否定式の例を入れて更に分析する必要がある。また、他の「許可」「依頼」「申出」を表す言語形式と比較し、可能形式を選択する動機を明らかにしたい。

参考文献

- 加藤重広(2015a)「構文推意の語用論的分析：可能構文を中心に」『北海道大学文学研究科紀要』146 259-293 北海道大学文学研究科
- 加藤重広(2015b)「発話的な効力と発話内的な効力—日本語の疑問形式を出発点に—」『日本語語用論フォーラム 1』加藤重広(編) ひつじ書房 27-56
- 渋谷勝己(1993)「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33-1 大阪大学文学部
- 高梨信乃(2010)『評価のモダリティ—現代日本語における記述的研究—』くろしお出版
- 日本語記述文法研究会(2003)『現代日本語文法4 第8部モダリティ』くろしお出版
- 益岡隆志(2007)『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- 山岡政紀(2008)『発話機能論』くろしお出版

Austin, J. L. (1962) *How to do Things with Words*. Oxford: Oxford University Press
(J.L. オースティン 坂本百大訳 (1975) 『言語と行為』 大修館書店)
Searle, John R. (1979) *Expression and meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*.
Cambridge: Cambridge University Press

(り な・北海道大学大学院博士課程)